

## 議案第28号

### 東部地区広域市町村圏協議会の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、令和3年3月31日をもって東部地区広域市町村圏協議会を廃止することにつき、同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めらる。

令和3年3月3日提出

小松島市長 中山 俊 雄